

第1回 琵琶湖保全再生推進協議会 議事録

- 開催日時 平成28年11月15日（火） 15:40～16:50
- 開催場所 琵琶湖ホテル 瑠璃の間
- 出席者 別添のとおり
- 議題 別添のとおり

議事録

（事務局）

それでは時間となりましたので、琵琶湖保全再生推進協議会を開会いたします。私、国土交通省都市局都市政策課都市政策調査室長の早川でございます。本日の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本協議会は「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」第8条に基づき、琵琶湖保全再生施策の推進に関し必要な事項について協議を行うため組織されるもので、今回が第1回目の開催となります。本来は御出席いただいている委員の皆様方全員の御紹介をすべきところではございますが、時間もあまりございませんので、お手元の名簿に代えさせていただきますので御了承願います。また、配付資料につきましては、次第の裏面に資料一覧を記載しております。資料の不足等がありましたら事務局までお申し付けください。

それでは開会にあたりまして、委員を代表して三日月滋賀県知事より御挨拶をお願いいたします。

（滋賀県）

失礼いたします。滋賀県知事の三日月大造と申します。琵琶湖保全再生推進協議会の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日はまさに国会開会中、公務何かと御多々の折に藤井国土交通大臣政務官、また比嘉環境大臣政務官様をはじめ、関係府省の皆様方、並びに、琵琶湖・淀川流域の関係府県の皆様方、構成市の皆様方にこの滋賀県にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。県民を代表し、心から歓迎申し上げますと共に、厚く御礼申し上げます。

昨年の秋に国会において琵琶湖保全再生法が制定され1年余りが経過をいたしました。この琵琶湖は、会議に先立ちまして御視察いただきましたけれども、近畿を中心に1,450万人の方々飲み水に使っていただいている、また、琵琶湖にしか棲んでいない固有の生き物が60種類以上、まさに今の季節は数万羽の水鳥が羽を休めるとい、そういう地域でもございます。私たち人間のみならず、あらゆる生き物にとって大切な場所であり、法律にも「国民的資産」であると位置づけられ、その保全と再生のために関係者が一丸となって取り組むことを規定していただいております。

滋賀県ではこれまでからその保全と再生のために様々な取組を行って参りました。高度成長期には一度、「琵琶湖は死んだ」と表現されたことがあります。工場や家庭から流れ出る排水によって富栄養化が進み、赤潮が発生したり、様々な臭いですとか、汚れが問題視されました。そこで、住民の皆様方が立ち上がり、リンを含む合成洗剤を使わない、いわゆる「石けん運動」というものが起こり、様々な取組、例えば琵琶湖の富栄養化防止条例の制定でありますとか、様々な対策に繋がったところでございます。現在では農薬と化学肥料を減らす「環境こだわり農業」でありますとか、生き物の産卵の場所であるヨシ帯の再生の取組なども関係者の皆様の御協力をいただきながら進めているところでございます。

おかげさまで水質は随分と良くなった面もあるのですが、CODやBODというこれまでの指標では測れない難分解性（有機化合物）の課題でありますとかプランクトンの存在も明らかになってきているところでございます。近年では侵略性の強い外来水生植物でありますオオバナミズキンバイの大量繁茂、

まさに湖面を草花のように覆い茂ってしまうという、そういう植物の存在も問題になっておりまして、国の御支援もいただきながら、また、学生の皆様方の協力等々もいただきながら駆除作業に汗を流しているところでございます。このオオバナミズキンバイの対策は放っておくと後々その防除に取り返しがつかないことになる、元々の生態系を脅かしてしまうという意味においては待ったなしの課題であると認識しているところでございます。その他、元々琵琶湖に棲んでおりました在来魚の減少によります琵琶湖漁業の衰退を危惧する問題でありますとか、有害鳥獣による被害ですとか、また水草の大量繁茂でありますとか、県だけでは保全再生が困難な課題もございますので、是非関係府県、並びに省の皆様方のお力添えもいただきながら取り組みを進めていく、そういう意味においてはこの琵琶湖保全再生法に対する期待は非常に強いものがある、大きいものがあるというふうに考えております。

是非、この法律にもありますとおり、この取組が全国の、いや、ある意味では世界の湖沼の保全再生の先駆けとなり得るよう、お預かりする私どもも、しっかりと取り組んで参る所存でございます。まさに「命の源泉」であります。「祈りの聖地」でもございます。「癒しの空間」でもあるこの琵琶湖を次の世代にしっかりと引き継いで参るべく、皆様方と力を合わせて取り組んで参りますことをお誓い申し上げますとともに、御協力賜りますことをお願い申し上げます、冒頭簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは議事次第の3「協議会設置要綱(案)について」でございます。環境省水環境課長より御説明いたします。

(事務局)

<資料1について説明>

(事務局)

この内容で問題はございませんでしょうか。

<会場から意見なし>

(事務局)

よろしいでしょうか。

皆様、御了解いただけましたので、ただいまから正式に琵琶湖保全再生推進協議会及び幹事会が発足いたしました。

それでは議事次第4の「会長及び幹事長の選出について」でございます。

今ほど御了解いただきました設置要綱第3条の規定に基づき、会長は委員の内から互選していただくこととなりますが、いかがいたしましょうか。

<京都府が挙手>

京都府さん、お願いします。

(京都府)

失礼します。京都府環境部長の山口でございます。山田知事が公務のため欠席しておりますので私が代理として出席させていただきました。よろしくお願いいたします。

会長の選出でございますけれども、御提案させていただきたいと思っております。これまで琵琶湖の保全ですとか再生につきましては、国土交通省さん並びに環境省さん等が国の中心的な役割として窓口

になっていただいております、必要な役割を果たしていただいております。そういった観点からこの協議会の会長におかれましても、国土交通大臣及び環境大臣にお引き受けいただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

(事務局)

ただいま、京都府様から御意見をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

<意義なしの声>

それでは、国土交通大臣及び環境大臣に会長に就任いただきます。

本日は石井国土交通大臣に代わって藤井国土交通大臣政務官、山本環境大臣に代わって比嘉環境大臣政務官が御出席ですので、両政務官に共同で会長をお務めいただきたいと思っております。

<両政務官の前に会長札を設置>

続きまして、幹事長の選出に移ります。幹事長は設置要綱第5条第3項の規定に基づき、会長が指名することになっておりますので、まず、藤井国土交通大臣政務官、続けて、比嘉環境大臣政務官より御氏名願います。

(藤井政務官)

国土交通大臣政務官の藤井比早之でございます。本来、石井国土交通大臣が会長として指名すべきところ、本日、国会開会中公務多用のため私が代理を務めさせていただきたいと思っております。代理として、幹事長に国土交通省都市局長を指名させていただきたいと思っております。

(事務局)

続きまして比嘉環境大臣政務官、お願いいたします。

(比嘉政務官)

環境大臣政務官の比嘉でございます。本日は環境大臣に代わりまして会長を務めさせていただきます。私の方からは環境省水・大気環境局長を幹事長に指名したいと思っております。

(事務局)

それでは、国土交通省都市局長及び環境省水・大気環境局長に共同で幹事長に御就任いただきます。なお、以降の議事につきましても、議長の代理として引き続き私の方で務めさせていただきます。

それでは、議事次第の5「会長挨拶」ということで、議事に入る前に両会長より御挨拶をお願いいたします。まず、藤井国土交通大臣政務官よりお願いいたします。

(藤井政務官)

皆様、改めましてこんにちは。ただいま御紹介賜りました、国土交通大臣政務官の藤井比早之でございます。本日は石井国土交通大臣に代わりまして、比嘉環境大臣政務官と共に会長を務めさせていただきます。

本日は、琵琶湖保全再生法第8条に基づきまして琵琶湖保全再生推進協議会が発足されましたことを心からお慶び申し上げます。この琵琶湖でございますけれども、近畿1,450万人の命の水を供給していただける水源でございます。また、400万年以上の歴史を持つ古代湖として世界でも貴重な湖でございます。そのような中で、琵琶湖の環境保全のために協議会が発足されますことを心からお慶び申し上げます。

国土交通省といたしましては、琵琶湖総合開発事業等含めまして治水や利水、様々な開発等を進めさせていただいたというところがございますけれども、しかしながら、環境という意味におきまして、水

草の大量繁茂、外来動植物の増加という問題が顕著になってきていたというところでございます。

そのような中にありまして、昨年9月に琵琶湖保全再生法が成立、そしてまた公布・施行されたというところでございます。実は私、議員連盟の幹事と言いますか一員もさせていただいております、議論の経過もよく存じあげておるところなんですけれども、人によっては「うちの湖はどうなるんや」とか「なんで琵琶湖だけが特別なんや」というふうに議論が出たのも確かでございます。通常の湖沼法でいけるじゃないかとか、なんで琵琶湖だけを特別扱いするのかというのは実際に議論されたところでございますけれども、やはり、先程も申し上げましたとおり、琵琶湖は特別であると。特に近畿1,450万人という、それもさることながら、滋賀県、県民にとってかけがえのない湖であるという主張、特に地元滋賀県選出の国会議員の先生方を含め熱い思いで議員立法として委員長提案で成立していただいたという貴重な経緯を持つ法律でございます。この経緯のもとに協議会が発足し、(各種施策が)推進されますことを心からお慶び申し上げたいと思います。

また、今日は各省庁ずらりと並んでいただいております。これだけ主務省庁が多い法律というのも少ないというふうに思いますけれども、これはいわばある意味では様々な分野に関連をしていくという証左であろうかと思っております。琵琶湖そのものの取組だけではなく、流れ込む河川や森林、農地、市街地など琵琶湖に関連する様々な場所で取組を行っていただく必要がある、また、事業者の方やNPO、個人の皆様などのお力添えも重要になってくるということで、幅広い分野の皆様方、省庁の皆様方にお力を賜りたく、参画していただいているというところでございまして、本日お集まりの皆様方の参画と協働、そうした中で琵琶湖を健全で恵み豊かな湖としてこれからも、先程三日月知事も仰いましたけども、このような取組が世界の中で湖の環境保全の参考となるような、パイオニアとなるような取組になりますことを心からお祈り申し上げます。

個人的には、6年前までは私も滋賀県民でございまして、マザーレイクへの思いというのは共有させていただいております。

国土交通省といたしましても、琵琶湖保全再生法の趣旨に則って施策の展開を進めて参りますので、御理解、御協力、御指導よろしくお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございます。おめでとうございます。

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、比嘉環境大臣政務官、お願いいたします。

(比嘉政務官)

本日は国会、それぞれの議会などで大変お忙しい中、皆様にお集まりいただきましたことを心より感謝申し上げます。

また、日頃から水環境や自然環境の保全を始めとする、環境省の施策の推進に皆様の御理解、御協力をいただいていることを心より感謝申し上げます。

本来ならば我が省からは山本環境大臣が出席しなくてはならないのですが、COP22の閣僚級会合がございまして、どうしても出席できないため、私が本日代わりを務め、一言御挨拶をさせていただきたいと思っております。

琵琶湖には本当に多数の固有の種が存在するなど豊かな生態系を有しており、貴重な自然環境と水産資源の宝庫でもございます。その恩恵は将来の世代に継承すべきものであると環境省も非常に強く思っております。

しかしながら、琵琶湖の水質については改善傾向が見られるものの、環境基準は一部を除き未達成の状況でございます。加えて、外来植物であるオオバナミズキンバイの増加など、新たな課題も生じているのが現状でございます。

こうした中で、昨年、琵琶湖保全再生法が施行されたことは、琵琶湖における各種の取組を総合的に推進していくために、新たな段階に移行したのではないかという意味で、大変喜ばしいことだと考えております。

また、環境省では国民の皆様に、わかりやすく、より望ましい状況を表す指標として、本年、底層溶存酸素量という新たな環境基準を導入いたしました。本指標が琵琶湖の保全及び再生に活用されることを期待しております。

これまで環境省は、工場や事業場からの排水規制や、浄化槽の設置に対する支援を通じた汚濁負荷の削減のための取組を進めて参りました。また、外来動植物の防除や、カワウの広域保全管理などの生態系の保全・再生に係る施策にも取り組んできたところでございます。

国や地方自治体で取り組んでいる琵琶湖の保全再生に向けた施策を、より効果的に推進していくためには、本日お集まりの皆様と連携し、協力していくことが大切だと考えております。

先程、知事と一緒に琵琶湖を橋の向こうまで行かせていただきましたが、本当に自然豊かな素晴らしいところでございます。皆様の力をもって、この会合が実りありますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、カメラの方はここで御退席願います。

<カメラ退場>

それでは、6の議事に移ります。

初めに、①の「琵琶湖の保全及び再生に関する法律について」について私より御説明いたします。

<事務局より資料2について説明>

(事務局)

続きまして、②の「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針について」に関しまして、環境省より御説明願います。

<事務局より資料3について説明>

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、③の「これまでの琵琶湖保全再生に関する取組及び琵琶湖保全再生計画策定について」に関しましては滋賀県より御説明をお願いいたします。

<事務局より資料4～7について説明>

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、④の「琵琶湖保全再生施策の推進に関する意見交換」に移ります。

これから委員の皆様にご意見を頂戴したいと存じます。なお、お時間の関係もございますので、意見交換の時間は概ね15分を予定しております。

まず、総務省より時澤地域力創造審議官にご意見を頂戴したいと存じます。よろしくお願いたします。

(総務省)

総務省の時澤と申します。よろしくお願いいたします。

私ども、国と地方の連絡調整事務、あるいは地方公共団体の行財政運営が円滑に進むような必要な措置を講ずる、あるいは支援をするというような立場でございます。この法律には第5条で地方債の配慮規定ということもありますので、私どもはそういったことも踏まえながら、滋賀県をはじめ関係地方公共団体と国の関係省庁とが十分に連携をとって、琵琶湖保全再生施策が推進されるように総務省としても取り組んでいきたいと考えておるところでございます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、文部科学省より、神山大臣官房審議官に御意見を頂戴したいと存じます。

(文部科学省)

文部科学省の神山と申します。よろしくお願いいたします。

私ども文部科学省といたしましては、環境教育、それから文化的環境の保全という観点から主務省庁の一端を担わせていただいているところでございます。

環境教育という観点からは、全国的な対策ではございますけれども、総務省、それから農林水産省と連携をさせていただいて、小中学生を中心といたしました農山漁村体験の推進を図っているところでございますし、また、国土交通省、それから環境省とも連携協働させていただいて、地域の子どもの体験活動の充実を図るために、「子どもの水辺」を選定し登録を行う「子どもの水辺」再発見プロジェクトといったような体験活動の場の整備を行っているところでございます。

また、文部科学省所管の独立行政法人である国立青少年教育振興機構が持っている青少年教育施設におきまして、体験活動の機会と場の提供、あるいは民間団体が実施する体験活動への助成といったものを行っているところでございます。こうした中で琵琶湖に関連するものとしてしましては、同法人が行っております「子どもゆめ基金事業」という基金を活用した事業があるわけでございますが、この中でNPO法人等が行っております「びわこ一周サイクリング」ですとか、あるいは「びわこちびっこキャンプ2016」、「西の湖・蛇砂川を拠点とする生き物観察調査2016」といった取組につきまして、助成支援を行わせていただいているところでございます。

また、文化的景観の保護といたしましては、先程もお話ございましたが、「近江高島の水辺」「東草野の山村」「菅浦の湖岸集落」等々の文化的景観を保護し、後世に継承する取組についての支援を行わせていただいているところであります。

今後とも色々な関係者の皆様方の御理解をいただきながら、関係省庁、滋賀県等と連携協力して教育の充実、文化的景観の整備・保全に努めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、水産庁より長谷次長に御意見を頂戴したいと存じます。

(水産庁)

水産庁の長谷でございます。

琵琶湖は先程説明がございましたように、漁獲量が減ったとは申せ、貴重な水産資源の宝庫、漁業法上は海面扱いの水面でございます。

ホンモロコや鮎寿司で有名なニゴロブナを始めとした多くの固有種、また、琵琶湖で最も漁獲量が多

く、食用としてだけでなく友釣りの対象としても根強い人気のあるアユなど、重要な魚介類を育む大切な水域であります。

しかしながら、琵琶湖は水草の大量繁茂に加え、外来魚やカワウによる食害などにより水産資源への被害が続いておりまして、これらの動植物による水産業への影響を最小限にしていく必要がございます。

また、琵琶湖には魚類等の生息、繁殖の場として重要なヨシの群落が存在しております。こうしたヨシ帯を保全・再生していくこと、あるいは、御説明にありました内湖の再生なども琵琶湖の水産資源の回復に重要な取組であると考えております。

さらに、琵琶湖周辺は水源の涵養機能を有する森林や農地が広がり、琵琶湖の多様な生物を育む重要な役割を果たしております。このように、水域のみならず、森林や農地なども琵琶湖の環境と密接に関わりを有しております。魚が行き来できる農地というような取組も御紹介いただきました。これらの適切な保全等を行っていくとともに、琵琶湖の環境と調和の取れた農林業を振興していくということも農林水産省として極めて重要であると考えております。農林水産省におきましては、このような様々な課題に対応していくため、これまでも様々な施策の推進をしておりますけれども、今後とも関係者の皆様と連携協力をいたしまして琵琶湖の保全再生の推進に努めて参りたいと考えておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、京都府より山口環境部長に御意見を頂戴したいと存じます。

(京都府)

琵琶湖は近畿の水がめでございます。そういった観点からしまして、今回の琵琶湖保全再生計画の策定を契機に流域が一体となって琵琶湖の豊かな自然を守り、また、地域文化の継承ですとか、環境に配慮した活力と創造性に富む地域づくり、こういったことを流域一体となって取り組む必要があるというふうに考えております。

そういった中で、2003年、13年前に世界水フォーラムが京都を中心に開催されました。琵琶湖・淀川流域という中で、最終日に関係の知事又は市長が共同声明を出されております。いわゆる琵琶湖と淀川の流域を水といった視点から、水でつながる琵琶湖・淀川を世界に向けて発信しようという、それを踏まえまして、それ以降、流域のネットワークとか、そういった取組を進めてきております。

ただ今回、本当にこういった私どもにとって望ましい法律のもとに計画ができる、そういった中でこれまでの2003年の取組をさらにバージョンアップしていく必要があるのかなという、それを是非流域を含めて一生懸命やっていきたいと思ひますので、引き続き滋賀県さんを中心になって御検討していただきたいと思ひております。

そういった中で、先程、琵琶湖を活かす取組ということで、まさに流域が一体となって活かす取組が必要かなと思ひております。

一つは観光でございます。この目標が2020年、と言ひますのは、まさにオリンピック・パラリンピックでございます。海外からの観光客が4,000万人来られます。滋賀県さんだけではなかなか呼び込むことができませんので、まさにこれは流域が一体となって上手く循環できるような、そういった観光振興、観光を資源につなげていきたい、このように考えておりますので、そういった視点につきましても議論して参りたいと思ひております。

併せまして、もう一点は教育でございます。先程三日月知事も言われたんですけども、滋賀県の環境を学ぶ資源は沢山ございます。これを滋賀県だけではなく流域も一緒になって共に学んでいく、そして新しい価値を共有していく、環境価値というものをこれからの若い方々に繋げていきたい、このように考えておりますので、その点ひとつよろしくお願ひいたします。

最後にもう一点、実は会議の冒頭始まる前に三日月知事とお話しさせていただいて、琵琶湖疎水というテーマが出ました。130年前に京都は天皇が東京に行かれて衰退したんですけども、時の第3代京都府知事の北垣国道知事が天下の大計という覚悟で琵琶湖疎水を建設されました。130年経って、私もその恩恵を被ってきておるわけでございます。そういった中で、この貴重な琵琶湖の安全で安心な水を100年後にもしっかりと続けていけることで大きなビジョンを持って、当面は2020年ではございますけども、やはり100年先の大きな視点に立って琵琶湖では流域全体で議論していただきたい。また、今後は幹事会におきましてもこういった取組を進めて参りたいと思っておりますので、是非推進協議会の方で大きな視点で御議論をしていく中で幹事会の方でも御議論をしていただきたいと思っております。簡単ではございますけども、以上でございます。

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、大阪府より小林政策企画部戦略事業室長に御意見を頂戴したいと存じます。

(大阪府)

大阪府でございます。

琵琶湖の環境保全に当たりましては、平素より御尽力を賜りまして大阪府、下流域といたしましてこの場をお借りし厚くお礼申し上げます。

従前より大阪府では国や関係府県とともに琵琶湖総合開発事業やダム貯水池の整備など様々な水資源の開発に協力しているところでございます。その結果、現在琵琶湖から淀川に流れ込む流況につきましては、より安定したものとなりまして、現在琵琶湖、淀川の流域の水というのは、集水域を越えて広く大阪府全域、阪神間に及ぶ約1,500万人に供給されているという状況でございます。

このことは非常に関西の経済活動にとりましても大きく寄与しているところでございまして、まさに琵琶湖の水が大阪、関西の成長を支えているとも申せます。

大阪府といたしましても、引き続き淀川流域での環境改善の取組、流域における府民への貴重な琵琶湖の水の意識啓発などを通じまして、安全、安心な水の供給がなされるように、この協議会の活動にも協力して参りたいというふう考えております。

また、先程から幾つかのところでお話ございましたが、琵琶湖の周辺には非常に貴重な観光資源、水の美しいことをアピールできるものがございます。現在、関西空港から訪日外国人のお客様が多数来られております。こうした方々にも、魅力ある資源が周知できるように、我々としても協力して参りたいというふうにも考えております。

どうぞ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、兵庫県より荒木副知事に御意見を頂戴したいと存じます。

(兵庫県)

ありがとうございます。それでは琵琶湖と兵庫県の関係を少しお話させていただきたいと思ひます。

兵庫県は近畿では西の端にありまして、北は日本海から淡路島までを抱えている553万人くらいの県なんですけども、水源地は琵琶湖でございます。ご紹介がありましたけども、約270万人でございますので、50%が琵琶湖の水を使わせていただいているということになります。そうしたこともございまして、従来から造林事業にも参画をさせていただいております。滋賀県の造林公社が進めておられます森林保全機能ということにつきまして、我々も参画をさせていただいております。

今後は森林から湖、海までの健全な水環境を上下が連携して行う。共存、共感という言葉がありましたけども、そういったことを近畿全体として進めていかなければならないと考えています。加えまして、人口が減少して参りますので、市町村の水道経営がなかなか難しくなってくる、こうなってくると共同化とか広域化が必要になってくるんだらうと思います。やはり広域化になりますと水源をどこに頼るんだと言うことになりますと、近畿全体で考えますと琵琶湖が重要な湖であることは否めません。

それから二点目は滋賀県さんが本当に先導的にやっていただきました、生態系の保全ですとか外来植物によります被害防止の先進県でございますので、本県でも学ばせていただきたいなと思っております。それと、最近はなくなっただけですけども、湖産アユ、稚鮎は元々琵琶湖からいただいております。兵庫県内で供給できるようになりましたけども、以前は内水面の振興にも寄与していただきました。

最後になりますけども、先程京都府さんの方から東京オリンピックの話題がございましたが、2021年には関西ワールドマスターズゲームズがございますので、それらも含めまして観光資源として十分ご活用いただきたいと思っております。

簡単ではございますが、以上でございます。

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、京都市より岡総合企画局市長公室担当部長に御意見を頂戴したいと存じます。

(京都市)

ありがとうございます。

先程、琵琶湖から流れ出る河川は瀬田川と琵琶湖疏水のみ、という御説明がございましたけども、京都市からは琵琶湖と京都市の関わりとして琵琶湖疏水について述べさせていただきたいと思っております。

明治維新で京都は非常に衰退の危機にございました。人口が大体 30 万強から 20 万強へ 3 分の 2 くらいに減るという非常な人口急減がございました。そうした中で琵琶湖疏水というものは街の発展に多大な貢献をしていただいたというふうに考えております。

具体的に申し上げますと、一つ目はやはり上水道の水源としての機能でございます。明治 23 年に第一疏水が完成し、さらに 22 年後の明治 45 年には第二疏水が完成いたしまして、京都市は安定的な給水を得ることが可能となりました。

二つ目は産業の振興としての機能でございます。琵琶湖疏水は水力発電のエネルギーとしても活用されました。日本で初めて営業を開始した電気鉄道の動力源、あるいは電灯の電源となるなど、京都市の発展の原動力となり、まさに京都に希望の灯を灯していただいたというふうに考えております。

また、三つ目は旅客や貨物の水運経路としての機能も果たしていただきました。

現在におきましても、琵琶湖疏水というものは引き続き、上水道の水源としての役割を果たしていただいております。琵琶湖からの水というのはまさに生活の支えでございまして、琵琶湖の環境保全は極めて重要な問題だと認識しております。

また、水運につきましても、疏水の水運は昭和 26 年に運行停止になっていたんですけども、昨年度から本格的な琵琶湖疏水通船の復活に向けて試行事業を行っております。秋は今週末の土曜から始まるんですけども、こうしてまた新たな活動の取り組みというのも始めさせていただいております。

歴史的にも、また現代の生活におきましても、京都市と琵琶湖とのつながりはとても強いものがございます。琵琶湖の将来に向けて、また琵琶湖の恵みに感謝しながら、関係省庁、関係自治体の皆様と共に連携を図って参りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

まだ御発言されておられない委員の方もいらっしゃると思いますが、お時間の関係もございますので、最後に、三日月滋賀県知事より一言いただければと存じます。

(滋賀県)

ありがとうございました。

冒頭の両大臣政務官の御挨拶を始め、御説明、並びに総務省、文科省、水産庁、京都府、大阪府、兵庫県、京都市それぞれから御意見をいただきました。それぞれの観点から賜り、日頃のお取り組みを含めて大変嬉しく、心強く思いましたし、感謝申し上げます。

のみならず、やはり大事なことは「つながり」だと思っています。山から森林、川、そして湖、流域を流れてまた海ですね、この上流から下流に向けたつながり。そして人間の生活のみならず、その水資源としての活用、排水としての流水、それが生き物のすみかとなっていて繁殖の場所になっているという、このつながりも大事だと思いますし、同時にタイムスパンで申し上げれば、過去から現在、そして未来へのつながりですね。まさにこの間 400 万年の歴史を持ち、古来我々の命の源泉であると同時に、未来にもこの恵沢をよりよい形で残していかなければならない。そういう視点でこの琵琶湖の保全再生を捉えようじゃないか。同時に、環境資源としてだけではなく観光資源として捉えて、もっとより多くの方々に楽しんでいただけるような、感じていただけるような、そういう取組をやっていこう、その言葉をもって、この琵琶湖流域のみならず、全国の、また世界へのいろんな発信材料にもなるのではないか。このことは法律で規定していただいております、多岐に渡りますけれども、課題であると同時に可能性であると思っておりますので、それぞれの方々の御指導や、また御参画をいただきながら取組を進めて参りたいと存じます。

まだまだ言い尽くせませんが、こういったことを今日の推進協議会の発足を機に全体総会のみならず、幹事会等で顔の見える関係づくりをお互いにしながら取組を進めて参りたいと思っておりますので、今後とも協力お願い申し上げます、一言に代えさせていただきます。

(事務局)

ありがとうございました。

時間も参りましたので、これにて議事は終了いたします。

以上をもちまして、琵琶湖保全再生推進協議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。